

保護者の皆様へ

全国的に教職員による児童生徒への性暴力等の不祥事が起きていることから新たに法律ができました。そこで、埼玉県においても、リーフレットを作成し、お知らせすることになりました。以下の内容をお読みいただき、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

児童生徒を性暴力等から守るために

令和4年4月1日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。この法律では、児童生徒等の尊厳を守るため、「児童生徒性暴力等」の定義のほか、児童生徒性暴力等の防止に関する措置、早期発見・対処に関する措置等が定められています。

児童生徒への性暴力等とは…例えば、次のようなことを言います

- 性交やわいせつ行為（たとえ両者の同意があったとしても禁止）
- 盗撮行為 性的な部位や、身体の一部に触れる痴漢行為
- 性的羞恥心を害する言動（セクシュアル・ハラスメント）



次のような行為は、「児童生徒への性暴力等」には該当しません

- 教員が学校行事や授業の様子を記録用に写真撮影した。
- 体育のマット運動の授業で、教員が児童の補助のために手足や背中に触れて指導を行った。
- 授業中、性に関する指導を学習指導要領に沿って実施したが、発達段階により、児童生徒が恥ずかしさを感じた。
- 体調不良等の緊急時に、児童生徒の手当てのため、身体の一部に触れた。

児童生徒と教師が接するときのルール

埼玉県教育委員会では、教職員が児童生徒と接するときのルールを決めています。

児童生徒と絶対に交際しない

両者の同意があったとしても、絶対に交際してはいけません。

メールやSNSを使った私的な連絡はしない

学校から児童生徒への連絡については、すべて保護者を通して行います。

校外で私的に会わない、教師の運転する車に乗せない



児童生徒への性暴力等に関する報告・相談窓口

児童生徒を性暴力等から守るため、心配なこと等がある場合には、下記の埼玉県教育委員会窓口、または、小鹿野町教育委員会窓口にご相談ください。

● 埼玉県教育委員会 ●

教職員コンプライアンス相談ホットライン

Tel048-830-6629

学校相談窓口

Tel048-830-6737

● 小鹿野町教育委員会 ●

学校教育課

Tel0494-75-5063